

市からの連絡帳

税・年金

市税・国民健康保険料の休日納付相談窓口

時 4月17日(土)・18日(日)午前9時～午後4時

場 ●市税…納税課(田無庁舎4階)
●国民健康保険料…保険年金課(田無庁舎2階)

※電話または窓口で相談可
内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など

▶納税課 田無 ☎042-460-9832
▶保険年金課 田無 ☎042-460-9824

固定資産税の土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税(土地・家屋)の納税者が所有する土地や家屋の評価が適正かどうかを、他の土地や家屋の価格と比較して確認できます。

時 4月1日(木)～5月31日(月)

場 資産税課(田無庁舎4階)

対 ①市内の土地・家屋の固定資産税納税者 ②①の同居の親族の方 ③①の委任を受けた方 ④納税管理人
持 納税者本人であることを確認できるもの(マイナンバーカード・運転免許証など顔写真の入った身分証明書、または4月28日(水)に発送予定の令和3年度納税通知書)

※代理人の場合は委任状も必要
※固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合には、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3カ月以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。
※「固定資産名寄帳」については、縦覧期間中は手数料が無料となります。

※令和3年度納税通知書(4月28日(水)発送予定)の課税明細書には、課税されている土地・家屋を示しており、課税していない物件(道路など)は表示していません。

▶資産税課 田無 ☎042-460-9829・9830

国民年金の学生納付特例制度

日本国内に住所がある20歳以上の方は、国民年金に加入し保険料を納めることになっていますが、学生の方は、学生納付特例(以下「学特」という)を申請し、承認を受けると保険料の納付が猶予されます。申請は毎年度必要です。
□令和2年度分の学特承認済みで在学中の方

年金事務所から申請書(はがき)が4～6月に順次郵送されます。必要事項をご記入のうえ返送してください。
※在学する学校の変更や大学院などへ進学された方は新たに申請が必要

対 学生で申請年度前年の本人所得が一定額以下、または失業などの理由がある方
※一部非対象校あり

※学特承認期間は年金受給資格期間に含まれますが、年金受給額計算には含まれません。

□過去期間の申請をする方
過去期間については、2年1カ月前まで申請ができます。

場 保険年金課(田無庁舎2階)、市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)
持 ●年金手帳またはマイナンバーカード ●在学期間が分かる学生証(コピー可、裏面に記載がある場合は両面)または在学証明書(原本) ●在籍期間証明書(原本)※在籍期間が学生証・在学証明書に記載されていない場合 ●離職票など ※失業などを理由とする場合
田無 武蔵野年金事務所
☎0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 田無 ☎042-460-9825

福祉・教育

庁舎窓口到手話通訳者を配置

各課でのお手続・ご相談などが必要な場合にご利用ください。

□手話通訳者配置日 午後1時～5時

防災・保谷保健福祉総合センター(福祉の相談窓口)	田無庁舎
4月7日(水)	4月16日(金)
5月12日(水)	5月21日(金)

※配置日以外にも手話通訳者を派遣します。詳細はお問い合わせください。

▶障害福祉課 田無 ☎042-420-2804
☎042-466-9666

家族介護慰労金を支給

在宅の高齢者を介護している家族の経済的負担を減らし、在宅生活の継続と向上のために、家族介護慰労金を支給します。

対 下表の要件を全て満たしている65歳以上の高齢者を1年間以上介護し、過去1年間以上市民税非課税世帯に属する方

※申請日の属する月の前月末日を基準とします。

※前年度支給を受けている方は、申請から1年以上経過していなければ申請できません。

過去1年以上	要介護4または5と認定されている 市民税非課税世帯に属する 介護保険サービスを利用していない高齢者(通算7日間までの短期入所生活介護(ショートステイ)または短期入所療養介護(医療型ショートステイ)利用を除く)
過去1年間	介護保険施設以外の病院などに、延べ90日以上長期入院をしていない

□慰労金支給額 年額10万円

申 12月28日(火)(予定)までに、介護保険被保険者証・金融機関口座の分かるもの(郵便局を除く)を高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)へ持参

▶高齢者支援課 田無 ☎042-420-2810

就学援助費の申請受付

教育費にお困りの家庭へ学用品や学校給食費などの学校でかかる費用の一部を援助します。前年度に引き続き希望する方も再度申請してください。

対 ●在住の児童・生徒の保護者 ●国公立小・中学校に在学 ●令和2年1～12月の世帯の収入金額が生活保護基準額表から算出した需要額(家族構成により異なる)の1.5倍未満
※詳細は市 田無 をご覧ください。
※火災や天災などに遭われた方はお問い合わせください。

□援助内容 学用品・通学用品費、新

入学学用品費(入学後支給)、新入学準備金(入学前支給)、修学旅行費、校外活動費(宿泊あり・なし)、給食費、卒業記念品費、副教材費、学校病(中耳炎など)の治療費

◆申請受付

時・場 ●4月6日(火)～5月31日(月)・学務課(田無第二庁舎3階)

●4月19日(月)～23日(金)、5月17日(月)～19日(水)・保谷東分庁舎
※郵送での受付不可

持 ①就学援助費申請書(●市内在学者…4月上旬に学校で全員へ配布 ●市外在学者…受付窓口で配布)

②添付書類(いずれもコピー可)
●給与収入のある方…令和2年分源泉徴収票

●自営収入のある方…令和2年分の所得税の確定申告書控えなど

●その他収入のある方…昨年の収入が証明できるもの

●賃貸住宅にお住まいの方…賃貸借契約書など、令和2年12月の家賃額が分かるもの

▶学務課 田無 ☎042-420-2824

暮らし

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の助成制度

市では、飼い主に捨てられるなどした猫の数を減らし、問題や被害を防ぐため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の一部を助成しています。

対 在住・在勤・在学の個人または団体で、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる方

□助成条件 ●市が指定する動物病院で手術を受けさせ、不妊・去勢済みであることが外見から判断できる措置(耳カット)に同意できる ●猫の餌場の清掃、ふん尿処理など、地域住民への理解を得られるよう努める

□助成額 ●不妊手術(雌)…1万円[※] ●去勢手術(雄)…5,000円[※]

※対象となるのは不妊・去勢手術費のみ
申 4月1日(木)から環境保全課窓口で受付
※受付期間中でも、予算額に達した場合は受付終了。詳細は市 田無 をご覧ください。

▶環境保全課 田無 ☎042-438-4042

雨水浸透施設などの助成制度

集中豪雨や台風による浸水被害を軽減するための取組の一つとして、宅内に雨水浸透施設(屋根に降った雨を道路や河川に流さず地下に浸透させる施設)などを設置する際の設置費用の一部(上限額15万円)を助成します。

対 市内にある個人所有の住宅

□実施期間 6月30日(水)[※](予定)
※詳細はお問い合わせください。

▶下水道課 保 ☎042-438-4059

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、助言などを受けることができます。

時・場 4月17日(土)午前9時30分～午後0時30分・柳沢公民館

対 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅
※原則、昭和56年5月31日以前の建築

定 8人(申込順)※1人35分程度

申 4月14日(水)までに電話で下記へ

□相談員 住みよい町をつくる会

▶住宅課 保 ☎042-438-4052

市政

西東京いきいの森公園および周辺の市立公園の指定管理者

管理・運営を行う指定管理者を指定しました。

□指定期間 令和3～7年度

□指定管理者

西東京の公園・西武パートナーズ

対 市立公園54施設

田無 西東京いきいの森公園パークセンター ☎042-467-2391

▶みどり公園課 田無 ☎042-438-4045

選挙管理委員の就退任

西東京市選挙管理委員の任期満了に伴い、西東京市議会において3月2日に、委員4人が選挙により選出され、3月9日の西東京市選挙管理委員会委員長および委員長職務代理者が決定しました。

◆西東京市選挙管理委員

●委員長 鈴木 久幸氏

●委員長職務代理者 佐々木 順一氏

●委員 中江 滋秀氏、二木 孝之氏

□任期 3月9日～令和7年3月8日(土)

▶選挙管理委員会事務局 田無 ☎042-420-2801

募集

地域福祉計画 策定・普及推進委員会の市民委員

内 地域福祉を総合的・計画的に推進していくための改善点などの検討

対 ・定 在住・在勤・在学で満18歳以上の方・2人
※他の審議会委員などとの兼任不可

□任期 委嘱日から令和4年5月26日(水)

□会議数 令和3年度中2回程度(平日夜間)

□謝礼 2,000円(出席1回につき)

□選考方法 作文「地域福祉を推進する上で、自らが実践できることについて」(800字程度)による選考

申 4月30日(金)(必着)までに、住所・氏名・電話番号・生年月日を〒188-8666市役所地域共生課(田無第二庁舎1階)へ郵送または持参

▶地域共生課 田無 ☎042-420-2807

審議会など

お願い マスクの着用や手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。また、咳や発熱など、体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

■人にやさしいまちづくり推進協議会

時 4月8日(水)午後2時

場 保谷東分庁舎

内 大規模開発事業

定 5人

▶都市計画課 保 ☎042-438-4051

■建築審査会

時 4月15日(水)午後2時

場 保谷東分庁舎

内 建築基準法に基づく同意

定 5人

▶建築指導課 保 ☎042-438-4026